

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**世帯主からの手続きが必要**です。
- 最新の情報など、詳しくは矢板市ホームページをご確認ください。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

矢板市が確認書(または申請書)を受理した日から2～3週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和3年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和3年1月以降の収入が
減少し**「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

令和3年12月10日時点で矢板市に住民登録のある方には
矢板市から2月中旬ごろ
確認書が届きます（要返送）
※一部申請が必要な場合があります
返送期限：令和4年5月10日（火）必着
令和3年12月10日時点で住民登録のある
市区町村から確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期間：令和4年3月中旬
～令和4年9月30日（金）必着
※申請開始日が決定次第矢板市ホームページでお知らせします。
申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。

【申請書配布先】矢板市社会福祉課

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯 ※令和3年12月10日時点で矢板市に住民登録のある方

世帯の全ての方が、令和3年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

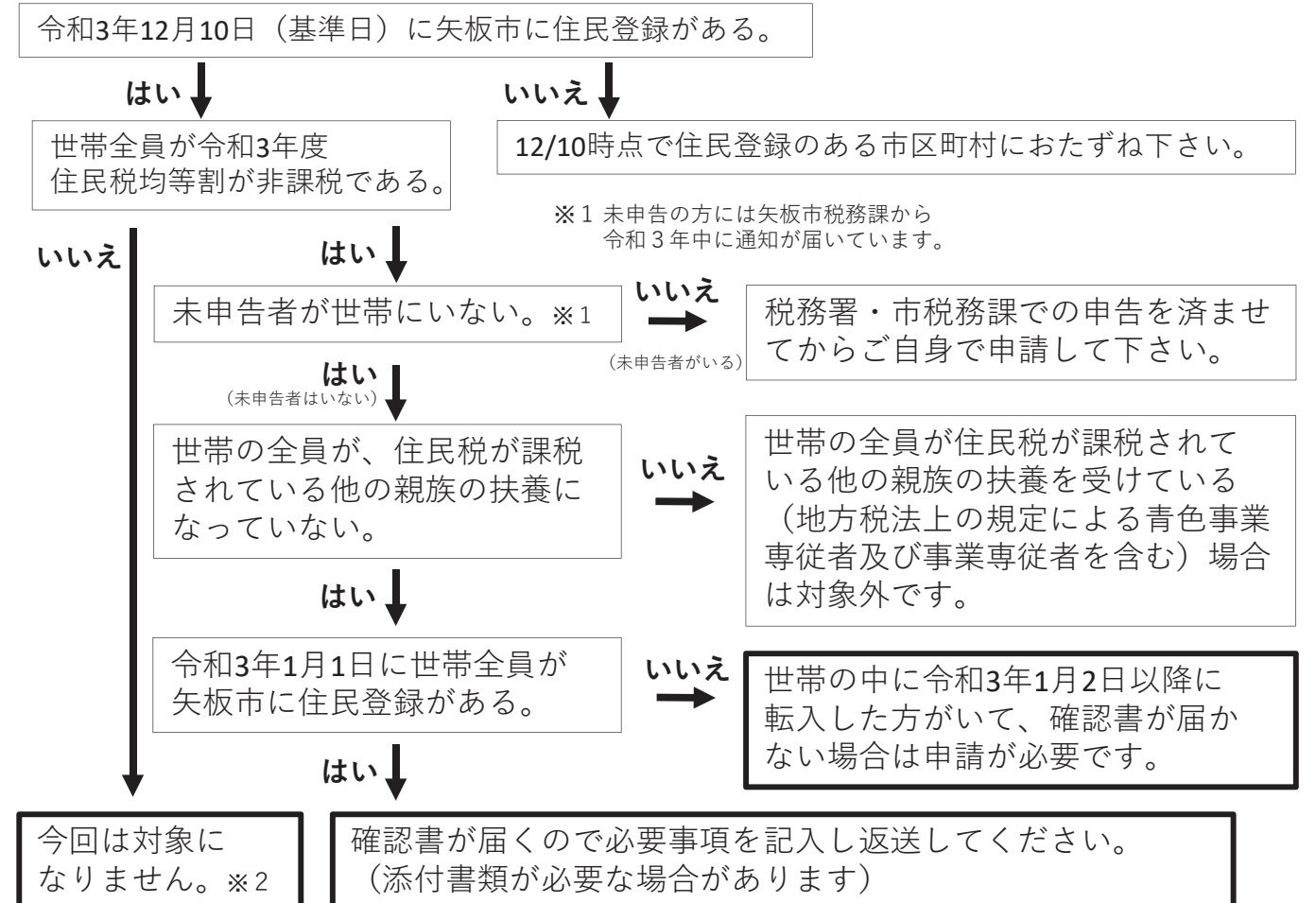
- 対象となる世帯には、矢板市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、矢板市に**返信してください**。
【確認事項】
①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要※**です。※申請書は、矢板市社会福祉課まで来庁いただくか市ホームページからダウンロードしてください。
- 申請書に必要事項を記入して添付書類と一緒に、矢板市社会福祉課の窓口へ直接または郵送で提出してください。

フローチャート



給付金の支給手続き

Ⅱ 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、令和3年度分住民税均等割が課されている世帯員全員のそれぞれの年収見込み額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。

- 給付金を受け取るには、**申請が必要※**です。※申請書は、矢板市社会福祉課まで来庁いただくか市ホームページからダウンロードしてください。
- 「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）」に必要事項を記入して、添付書類とともに矢板市社会福祉課の窓口へ、直接または郵送で提出してください。

【提出書類】

- 「住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）」
- 「申請・請求者本人確認書類の写し（コピー）」
※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し
- （令和3年1月1日以降、複数回転居した方）「戸籍の附表の写し（コピー）」
※令和3年1月1日から現在までの住所履歴が確認できるものの写し（コピー）
- 「受取口座を確認できる書類の写し（コピー）」
※受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人のフリガナが確認できる部分の通帳の写し（コピー）
- 「簡易な収入（所得）見込額の申立書」
※支給要件が「家計急変」の場合、申立てを行う収入にかかる**給与明細書、年金振込通知書**等の収入額が分かる書類、事業収入、不動産収入にかかる経費の金額の分かる書類
- 「令和3年中の収入の見込み額」または「任意の1か月の収入」の状況を確認できる書類の写し（コピー）
※「令和3年中の収入見込額」…源泉徴収票、確定申告書等
※「任意の1か月の収入」…給与明細等
- 申請者が指定した口座への振込みにより支給します。
※窓口支給は口座への振込み支給が原則真に困難であろう場合に限りです



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター

0120-526-145

受付時間 9:00~20:00

矢板市社会福祉課

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金窓口

0287-43-1116

受付時間 平日 8:30~17:15

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

DV（ドメスティック・バイオレンス）等避難中※¹でも受給できる場合があります

- DV等で住所地※²以外に避難中の方も、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金をご自身が受給できる可能性があります。
- 住所地の世帯が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件（DV保護命令と収入要件）を満たせば、現在のお住まいの市区町村から受給することができます。
- 給付金を受給するためには、現在お住まいの市区町村での**手続きが必要**です。

※1 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外にお住まいの場合をいいます。

※2 このリーフレットでは、「住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所をいいます。

支給対象と支給額

以下のいずれかに該当する避難世帯に対し、1世帯あたり**10万円**を支給します。

① 世帯全員の令和3年度「**住民税均等割が非課税**」の世帯

② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し、世帯全員が「**住民税非課税相当**」※³となった世帯

※3 住民税非課税相当とは、令和3年度分住民税均等割が課されている世帯員全員のそれぞれの年収見込み額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。

Q&A

Q 住民票がある世帯で、配偶者が給付金を受給しました。私は給付金を受給できませんか？

A 住民票がある世帯の方（配偶者等）が給付金を受給済の場合であっても、ご自身が要件（DV避難中であることの証明、収入要件）を満たせば、現在お住まいの市区町村から給付金を受給できます。

DV等避難中であることを明らかにできる書類の例（児童手当準拠）

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置（閲覧制限等）の決定通知書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合等

Q 配偶者からDVを受け避難中です。配偶者の扶養に入っている場合、受給できますか？

A 配偶者の扶養に入っている場合でも、DV等避難者は独立した生計を立てている者とみなし、ご自身の収入が住民税非課税世帯相当である場合には受給できます。

Q 現在の住まいで受給するためには、どのような手続きが必要ですか？

A 現在お住まいの市区町村にご連絡いただき、「配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出書」と「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書」をご提出ください。